

# 大牟田市のまちづくりにおける二つの難題 ～その歴史をふり返って～（その1）

今 村 都南雄

はじめに

I 都市自治体の主体形成～与論島移住者の「市民化」を中心に～

I-1 市制施行直後の労働争議の状況と与論島移住者への注目

I-2 与論島と与論島移住者第一世代の苦難 (以上、本号)

I-3 「市民化」に向けた戦前の展開

I-4 「市民化」に向けた戦後の展開

II 水道施設整備の立ち後れ～「〈市水〉と〈社水〉の統合」をめぐる～

II-1 水源確保と給水区域拡張のくり返し

II-2 「水道一元化」の経緯

II-3 水道行政から水行政への展開

おわりに

## はじめに

戦後日本の労働運動史において三井三池争議は一大画期をなす。その背景には石炭から石油への主要エネルギー源の転換があった。「総資本と総労働の対決」とも称されたその労資闘争の激しさは、日米安保改定をめぐる国会周辺デモの模様とともに、白黒画面のテレビ報道を通じて私たちの脳裏に刻み込まれている。

あれから半世紀以上を経て、三池炭鉱の中心都市であった大牟田市は、間もなく市制施行100周年を迎える。市制が施行されたのは1917（大正6）年のことで、官営八幡製鉄所

を抱えた旧八幡市（現北九州市）と同年である。ちなみに市制施行当時の大牟田の人口はすでに67,810人であった。両市に先立つ市制施行都市は、全国で67市を数えるにすぎない。現在の道府県庁所在市のうち、千葉市、那覇市、札幌市、山口市、そしてかつての浦和市（現さいたま市）は、そのころまだ市になっていなかったのである。

地方自治総合研究所の「まちづくり検証研究会」（2005～2008年）を発端として、その翌年から私たち研究グループは、筆者を研究代表とする各3年間の科学研究費補助金プロジェクトに継続して取り組んできた<sup>(1)</sup>。「地方自治研究のパラダイム転換」（基盤研究（B）、課題番号21330033、2009～2011年度）および「公共サービス供給編制の多様性と自治のダイナミクスに関する研究」（基盤研究（B）、課題番号24330048、2012～2014年度）がそれである。それらの科学研究費補助金プロジェクトにおいて私たちは数多くの事例研究に取り組んだが、上記2つの調査研究プロジェクトの后者において、私たちは事例研究のひとつの対象自治体として大牟田市を選んだ。

本稿は、元来、その大牟田市の本格的研究の取りまとめに向けた準備作業の一環として取り組んだものである。研究分担者による後続の研究成果の発表に資することも願って、ここでは、市制施行に伴い都市自治体としての歩みをはじめてから今日に至るまでのおよそ一世紀に及ぶ大牟田市の歴史を通観する中で、その根深さにあらためて気付かされた二つの問題を取り上げる。ひとつは都市自治体の主体形成にかかわる問題、他のひとつは基幹的な都市基盤整備の中の上水道施設にかかわる問題であり、比喩的にいえば、これら二つの問題を焦点化することで、二つの焦点から描かれる楕円の構図による大牟田市政の把握を試みた。ただしその楕円の構図は、あくまでも大牟田市の歴史を通観するうえで採用されたものであって、特定時点の各分野における現実の大牟田市政がその構図によって隅から隅まで規定されていることを意味するものではない。あたかもラグビーボールがそうであるように、実際のフィールドで蹴り上げられたボールがその落下点でどのように転がり、プレイヤーたちによってどのように処理されることになるのか、そのことまでは決まっていないのである。

---

(1) 筆者を除く当初のメンバーは次の諸氏である。金井利之（東京大学）、佐藤学（沖縄国際大学）、光本（中村）伸江（福岡県立大学）、嶋田暁文（九州大学）、原田晃樹（立教大学）。これらのうち自治総研研究会から中心メンバーであった光本氏は、2013年度末の福岡県立大学退職に伴い科研費調査研究のメンバーから外れることになった。

## I 都市自治体の主体形成 ～与論島移住者の「市民化」を中心に～

住民は自治体形成の主体である。いや、住民こそが主体となって自治体形成に当たらなければならない。少なくともそのことは、戦後地方自治の思想を学んだ私たちにとってはひとつの共通認識（コモンセンス）になっているはずのことである。

しかしながら、この国における自治体形成は戦後になって始まるものではない。すでに触れたような戦前からの都市はむろんのこと、それ以外の都市についても、都市自治体の主体形成を探るとなれば歴史を遡らなければなるまい。

一般的にあって、都市化の進展により自治体の住民構成は多様化し複雑化する。それに伴って住民が自治体行政に要望する行政需要も多様化・複雑化し、その行政需要を充足する財政コストも相対的に大きくなる。そのため地方自治法第8条の規定に基づき都道府県条例で定める「都市的施設その他の都市としての要件」では、市としての法定要件（人口要件、市街地要件、産業構造要件）に加えて、住民の担税能力や財政状況についても要件規定を置くものが多い。たとえば福岡県条例（地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例）は、「当該普通地方公共団体の住民一人当たりの国民税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額と同額又はそれ以上であること」「当該普通地方公共団体の前年度予算総額を、全人口で除した額が、県の区域内における他の市の前年度予算総額を、その市の全人口で除した額と同額又はそれ以上であること」などの要件を定めている<sup>(2)</sup>。

しかし、個々の都市の地域特性となると、それぞれが固有の歴史的経緯により形成されているのであるから、この種の一般的制度論で片付けることなどできはしない。「三池炭鉱の街」として発展した大牟田市の場合も、いわゆる「企業城下町」としての一般的特性をこれに加えてみても、それだけでは片付けられない深刻な問題を抱えていた。

---

(2) 1948（昭和23）年4月1日制定、福岡県条例第5号。

## I - 1 市制施行直後の労働争議の状況と与論島移住者への注目

### (1) 市制施行直後の労働争議の状況

三池炭鉱で働く労働者の中には、官営三池炭鉱の時代からの伝統を引き継いで、いわゆる「囚人労働」が少なからず含まれていた。1930年に囚人労働と女子の入坑が廃止となつてしばらくしてからは、国民徴用令（1939年）に基づく朝鮮人の集団連行と坑内使役が始まり（1941年）、それから間もなく中国人の坑内使役も開始された（1943年）。それに終戦に至るまでには、太平洋戦争を戦った連合軍の捕虜も使役されていた。

これらの人びとの就業環境は劣悪だったが、囚人の坑夫と区別するために「良民坑夫」と呼ばれてきた一般坑夫の生活環境、労働条件も厳しいものであった。大牟田市制施行の翌年（1918年）、富山県で始まった米騒動の影響はすぐに九州の炭鉱にも及び、三池炭鉱の各坑では、運搬夫らの賃上げ要求が会社側によって真っ向から否定され、賃金の4割引き下げと社宅内売店の値上げ措置がとられたのを機に暴動が起きた。中でも同年9月に起きた「万田坑の暴動」がよく知られる。これがその2年後（1920年）、労働組合の懐柔と労資協調を図るために「共愛組合」が結成されるきっかけとなり、本稿で注目する与論島からの移住労働者を対象とした与論共愛組合も同年3月初めに発足している。

また、それから3年後（1923年）の暮れには、会社側が、三池炭鉱と大牟田市内の三井系企業に勤務する労働者の賃金を一方的に3割切り下げたことに端を発し、翌年の昇給時における善処を約束したにもかかわらず、それが極めて不十分な弥縫策に終わったのを機として、各社労働者の半数を超える約7,000人が相次いで罷業に突入する事態となった。多いときは参加者が8,000人を超えたという。「全三池労働争議」（三井三池の連合大争議）の勃発である。ピーク時をとらえて「大正13年の三池争議」とも称される。共愛組合の撤廃も連合争議団の要求事項であったが、これに対して会社側は、組合規約の改正によりそれを会社の末端組織化する措置をとった。さらにこれをきっかけとして、三池炭鉱と全三井系事業所との労務事務の統括化が生みだされ、また新たな労務政策が採られたことにより、それから間もなく、戦前におけるこの地域の労働運動の終焉がもたらされることになった。

与論島からの移住労働者はこれらの労働争議のいずれにも加わっていない。しかし

ながら彼らとて、当時の時代状況あるいはそれがもたらす時代的雰囲気とまったく無縁であるはずもない。米騒動の影響を受けた前者の労働争議の直後に思わぬ事件が起きた。いわゆる「陳事件」である。これについては次項で取り上げることにしよう。

その前に、ここで先の二つの労働争議の后者に関連するひとつの資料を紹介しておきたい。全三池労働争議の連合争議団が提示した「争議団行商趣意書」の文面がそれである。「行商」の2字が入っているのは、争議の長期化に備えて争議団が「行商隊」を組織し、日用品の販売に当たったことによる。やや長くなるが、そこには当時の一般労働者の厳しい状況をうかがうことができるだけでなく、それ以外に、その趣意書が、ほかならぬ大牟田近辺の地域住民、市民たちに向けられていることに留意したいからである。また、どのようないきさつからなのか、大牟田市の市長や県境を越えて隣接する熊本県荒尾町（1919年町制施行）の町長らが双方の間に立つことにより、この全三池労働争議が終結するに至ったという思いがけない事実注目するからである<sup>(3)</sup>。

我ガ親愛ナル大牟田地方ノ諸君ヨ。私達ハ已ムヲ得ズ二度茲ニ争議ヲ起コスコトニナリマシタ。私達ハ決シテ争議ヲ好ム者デハアリマセヌ。併シ御承知ノ如ク物価ハ非常ニ高イノニ引代ヘテ私達ノ賃金ハ非常ニ低級デアリマス。私達ハ如何ニ工面シテモ今ノマヽデハ食ベテ行クコトサエ出来ナクナリマシタ。ソコデ承知ノ如ク先月賃金値上げ他ニ三ヶ条ヲ提出シテ会社ニ相談シマシタ所、会社側デハ六月初メニ定期昇給日デアルカラ其折何カ色ヲ附ケテ呉レルトノ意見デアリマシタノデ、会社側ノ意見ヲ尊重シテ六月一日ヲ待ツコトニ致シマシタ。然ルニ六月一日ハ参リマシテモ会社側ハ私達ニ向ッテ何等誠意アル所ヲ示シマセン。誠意ノナイバカリカ寧ロ瞞着デガマシイ僅カ三銭内外ノ昇給而モ全部デナク極一部ニ過ギマセンデシタ。此昇給ヲ私達ノ人頭割ニシテ見マスレバ一人一日ニ就キ一錢何厘ニシカ当タラナイノデアリマス。諸君一日一錢何厘ノ昇給デ果シテ私達ノ生活ハ救ハレルモノデアリマセウカ。

……………（中略）……………

皆様私達モ人間デアリマス。教育ガ大事デアリトスレバ自分モ勉強シ子ドモノモ

---

(3) 新藤東洋男『米騒動と大正十三年の三池争議』福岡県歴史教育者協議会第1期研究叢書第3巻、福岡県歴史教育者協議会、1970年、50-52頁より引用。田中智子『三池炭鉱じん爆発事故に見る災害福祉の視座』（佛教大学研究叢書）ミネルヴァ書房、2012年、第1章脚注57-58頁にも抜粋。

本一冊デモ買ッテ与ヘタイガ親心デアリマス。然ルニ朝カラ晩マデ真黒ニナッテ薄暗イ工場デ働キナガラ一家揃ッテ楽シイ活動見物ハ愚カ其日其日ノ生活ニサヘ苦シマネバナラストハ、皆様果シテ正当ナル賃金ヲ受ケテイルト云ヘマセウカ。而モ斯ク苦シイカラト云ッテ要求条件ヲ提供スレバ直接横暴ニモ休業ト云フ名ノ下ニ私達ノ仕事ヲチュウシスルノデアリマス。皆様之レガ果シテ誠意アル会社ノ遣リ方デセウカ。私達ハ会社側ニ誠意ガ見エル迄、飽クマデ戦ヒマス。目的ノ前ニハ飽ク迄猛進スル考ヘデス。併シ食ベルコトハ尚更出来ナクナリマスカラ、私達ノパンヲ得ル唯一ノ手段トシテ茲ニ行商隊ヲ組織シマシタ。誠意アル市民諸君ハ私達ノ正義ノ戦ヒノ為ニ幸ニ御援助ヲ乞フ

文面の中略部分には、一家5人（うち子ども2人）の1ヵ月当たりの生活費が「米代二円六〇銭、薪（三〇把）六〇銭、醤油四升一円五〇銭、味噌（一貫匁）八五銭…」といったように積算され、合計60円68銭となること、また稼ぎ手を1家2人と想定してのことか、自分たちの給料は1日1円程度であるから1ヵ月につきどうしても17～18円の不足が生じてしまうことが記されている。なお、文中「薄暗イ工場」という表現があるように、争議参加者は三池炭鉱のほか三井系企業全体にわたっており、中心を成す三井鉱山による構成団体別参加者の調査では、三池鉱業所、三池製作所、三池港務所、三池染料工業所、三池製錬所の労働者に分けられている<sup>(4)</sup>。

この切々たる訴えは地域住民の心をとらえたらしく、多くの人びとが食糧や食器、夜具などを争議団にカンパしたという。会社側の認識は「争議は国家の問題である」というものであって、警察や憲兵隊、在郷軍人会の力を借りて争議の早期終結を目指そうとしたが、争議による罷業期間は翌年の5月下旬から7月初旬の1ヵ月半に及び、そこに至る過程で争議団の一部幹部および三池染料工業所の脱落などがあり、やがて大牟田市では、そのいきさつの詳細は不明であるが、岩井敬三郎市長を先頭に、市会議員のうち政友会と憲政会の中心議員各2人の5人が「調停員」として折衝に当たることになったようである<sup>(5)</sup>。最終的に大牟田の岩井市長による調停で7月初旬に成立したとされる協定の内容は次のとおりである<sup>(6)</sup>。

---

(4) 前掲の新藤著、39頁。

(5) 前掲の新藤著、60—61頁。

(6) 森崎和江・川西到『与論島を出た民の歴史』葦書房、1996年（初版1971年）、138—139頁より引用。この争議については、大瀧一『福岡における労農運動の軌跡【戦前編】』海鳥社、2002年、75頁以下参照。

案件ニ就テハ誠意ヲ以テ調査ヲ遂ゲ、改善スベキモノハ必ズソノ実現ヲ期スルコト。但シ改善スベキモノノ中ニハ給料ニ関スル事ハ一切之ヲ包含セザルモ能率増進ソノ他何等カノ方法ヲ講ジテ収入増加ニ努ムルコト。会社ト労資協調ノ機関タル共愛組合ノ改善トソノ円滑ナル活用ヲ図ルコト。且ツ従業員トノ意志疎通ヲ図リ親善ヲ期スルタメ最善ノ方法ヲ講ズルコト

見てのとおり、争議そのものは労働者側の完全な敗北に終わった。しかし争議から約1年後に行われた第3回大牟田市会議員選挙（1925年5月）では、4年前の前回選挙に際して、非政友会勢力を糾合して結成された大牟田同志会が初めて市会内での多数派となる結果を残すなど、地元政界に甚大な影響をもたらしている<sup>(7)</sup>。

## (2) 与論島移住者への注目～理不尽な差別と最初の「不満の爆発」～

ところで、この全三池労働争議をめぐる事案との対比において、本稿では既述したように、三池炭鉱で働いたもうひとつのまとまりのある集団、与論島からの移住者の問題を取り上げる。彼らは主として港湾での石炭の積み荷作業に「船積夫」として従事した、れっきとした日本人労働者とその家族である。

先に触れたとおり、与論島労働者は米騒動直後の騒動にも、また全三池労働争議にも加わっていない。不満を抱えながらも、会社側の指示に従い最も厳しい現場の労務に励んできたのだった。それなのに彼らは理不尽な差別にさらされてきた。「同郷人が最もガマン出来なかったのは、同一労働同一賃金であるべき筈の賃金に格差のあることだだった。日役賃金で地元人夫が四十銭であるのに対し、二十八銭であった。」これは与論島から大牟田に移住してきた人びとの集団である与洲奥都城会が「三池移住五十周年記念行事」の一環として取りまとめた『三池移住五十年の歩み』における大正時代のパートに出てくる一節である<sup>(8)</sup>。

上の一節の直前には、「巨大な資本力にものをい寄せた近代的な機械設備の傍に、古いやり方が、後々までに併存していたという二重性格、後れたものと、進んだもの

---

(7) 最近の研究として、松本洋幸「普選前夜の企業城下町 — 大正期における三井鉱山と大牟田 —」『近代日本研究』第29巻、2012年参照。

(8) 与洲奥都城会『三池移住五十年の歩み』1966年8月発行。本書は後年「口之津移住百年祭記念誌」として編まれた、大牟田・荒尾地区与論会『与論島から口之津へ／そして三池へ』2001年4月発行に復刻・収録されている。以下、原著を『五十年の歩み』と略し、引用頁はそれによる。

と同時的存在、その奇妙な共存関係こそが、一面相提携して三池をドル箱たらしめる支柱であったし、機械化を拒むものであった。三池における二重性格のこのおくれた部分、古いやり方を同郷人は五十年のながきにわたって、担当してきたわけであると記されている。

それだけではない。地元住民からも「ヨーロン、ヨーロン」と特有の響きをもった呼び方をされ、会社側からあてがわれた「ヨーロン長屋」に住んで与論方言を喋り、風習も異なる連中として遇されてきた。

昭和初期の大牟田では次のような唄がはやったという<sup>(9)</sup>。

ヨーロンヨーロン けいべつするな  
ヨーロンにも <sup>くらい</sup>位があるぞ  
大めし喰らいの くらいがあるぞ

どうしてこのような扱いを受けなければならなかったのか。いったい当時の大牟田市は自治体としてどんな対応をしたというのだろうか。また、与論島移住者たちは大牟田市に対してどんなアクションをおこしたのだろうか。双方ともに何もしなかったのであれば、それはなぜなのか。

こうした問いかけを念頭に、次節では、与論島およびそこからの集団移住の歴史を大まかにたどり、そのうえであらためて与論島移住者の「市民化」について問題にしようと思う。しかしその前に、市制施行直後の労働争議の状況から始めた本節の最後に、予告どおり「陳事件」を取り上げておく。それは「与論人が集団的かつ主体的に抵抗をみせたのはこれが初めて」とされる事件であり<sup>(10)</sup>、そうであるがゆえに「与論島民の三池移住史に残る事件」<sup>(11)</sup>でもあった。

事件は「万田坑の暴動」の1年後、1919（大正8）年9月8日夜に起きた。同事件を報じた『福岡日日新聞』の見出しは、「与論長屋騒ぐ／三池港石炭人夫連／賃金値上一般人夫と同様待遇要求」である。

当日、オランダの大型汽船が入港し、夕刻より燃料（三池塊炭1,000ト見当）の積み込みがおこなわれることになった。しかし当番の作業グループだけでは対応できな

---

(9) 『五十年の歩み』62頁。

(10) 前掲の森崎・川西著、98頁。

(11) 南日本新聞社編『与論島移住史 — ユンヌの砂』南日本新聞社、2005年、10頁。

いとあって、地元請負組に負けじと2年前に結集された精鋭グループである「元組」にも招集がかかった。船の上甲板横側にある舷門が開かず、上げ潮にもなったため陸側からの積み込み機（ローダー）が使えず、沖側からの人力による積み込み作業に切り替えざるをえなかったのである。だが、夜間の荷役で作業条件も悪かったのも、そのまま会社側の指示に従う者もなく、やがてみんな引き揚げてしまった。こうなると、現場の荷役担当係員の手にも余る。そこで現場主任係長の陳種二郎を呼び出し、善後策を講ずるために「与論長屋」の事務所に出向くことになった。しかし、もはや事態はそれどころではなくなっていた。

前掲の事件を報じた新聞記事は次のようである<sup>(12)</sup>。

三池港石炭荷役専属人夫として鹿児島県大嶋郡与論島人を使役し、内地人と生活風俗の異なる所〔に〕より別に三河町与論長屋の一廓を設け、一千三百人の一大家族は廓内廿七棟割長屋に居住せしめ、男女労働者六百二十余名は終日三池港石炭積込の荷役に従事しつつあるが、従来彼等の生活状態は内地人と比較して極めて低級にあり、朝鮮人以上の粗食に甘んじ、労働能率は監督宜しければ却て内地人以上の成績を示し、之まで殆んど無意識的に従順なりしが、最近物価の暴騰と外圀の刺激に依り与論人部長連〔注：作業グループの長のこと〕は内地人と労働賃金の差額甚しきに不平を生じ、本年六月の三池炭坑一般労働者賃金値上以来前後数回に亘り賃金値上の要求をなしたるも容れられざりしも、彼等は初志を貫徹すべく常に五割増額及内地労働者同様待遇の希望を主張しつつありしが、八日午後九時頃三池石炭荷役主任陳種二郎氏が与論事務所に至り、夜間荷役を命じ廿余名を出役せしめしも、予て不平を抱き居ることとて、荷役困難の口実を楯に作業を中止し帰宅せしかば、陳氏は午後十一時頃再び事務所に至り、与論人部長の……（中略）……数名と会見中、問題は賃金のこと及び、従来男子は一日卅九銭手当十六銭合計五十五銭、女子は二十七銭手当十三銭合計四十銭の日給にては、内地人に比し大なる差額あるを以て其理由を質問せしも、陳氏は兎に角精出して働いて呉れと言ひ聞かせしも聞き入れず、其間百廿余名の与論人は事務所に押掛け、陳氏は途中にて面部を殴られ其儘帰りし後にて、彼等は十二時頃に至り事務所の電線を切断して減燈し、ポプラの枝を折りて手に手に窓硝子を叩き、下駄又は瓦石礫を投じ鬨の声を揚げ大騒ぎを始

(12) 前掲の新藤著、52-53頁より引用。読点の場所等を一部変更。

めたるが、急報に接し片山大牟田署長は部下多数の警官を従へ現場に出張し鎮静に努め、九日午前十時久留米支部より浜口検事も出張、引続き午後二時福岡地方裁判所より金子検事も現場に出張し、目下倶楽部に於て取調中なり

すでに、いわゆる警察沙汰になっているのだから、これにて一件落着とはならない。『五十年の歩み』によると、「群衆にまぎれこんでいた私服刑事のつけた赤インクの日印しによって数十名の組員が警察に連行された」という<sup>(13)</sup>。翌日、「元組」の組長、麓武英を先頭に全組長が警察の呼び出しに応じたところ、そのまま港倶楽部に連行され夜になっても帰ってこない。倶楽部に押しかけた集団に対して署長が説明に立ち、二人の身許引受人を出すようにとのことで、またその翌日に二人の組長が警察署に出頭したところ、なんとすでに拘束されていた組員と一緒に勾留されるという始末。「激昂した同郷人は、老若男女を問わず、隊伍を組んで大牟田警察署に向つて行動を起した」とある<sup>(14)</sup>。こうして一応全員が釈放となったものの、取り調べはそれから3日間も続いた。騒ぎの煽動者と目された麓組長は最後まで残されたという。「結局、此の暴動は思想的背景もなく、指導者も居らず、差別待遇に対する不満の爆発した自然発生的なものであることが、取調べの結果判明したので、検事局から来た主任〔検事〕が、同郷人を全員小学校の校庭に集めて訓告し、一応問題は犠牲者を出すことなく終止符をうった。」これが『五十年の歩み』の記述である<sup>(15)</sup>。

## I - 2 与論島と与論島移住者第一世代の苦難

### (1) 時代の荒波に翻弄された与論島

与論島は奄美群島の南端に位置し、鹿児島よりも沖縄のほうがはるかに近い。鹿児島から563キロ、沖縄本島まで28キロである。だが、同島を含む奄美群島を包括する広域自治体は鹿児島県であり、与論島も、戦前からの「1島1村体制」の延長で、1963（昭和38）年の町制施行以降は同県大島郡与論町として存続する。

与論町のホームページ、「歴史・伝統文化」のサイトでは、略年表（与論町のあゆ

---

(13) 『五十年の歩み』43頁。

(14) 同上。

(15) 同上、44頁。

み)の冒頭1266年欄に、「琉球国の英祖王に納貢し、琉球所属となる」とある<sup>(16)</sup>。だが、江戸時代になって間もない1610年には奄美群島が薩摩藩の所属となり、明治時代初めの廃藩置県後に鹿児島県の直接統治下に入った。奄美の島嶼部は、伊豆諸島、隠岐諸島、対馬等とともに、明治半ばの市制・町村制施行から除外され、そのために県の直接統治となったのである。それを改める勅令「沖縄県及島嶼町村制」が出されたのは明治も末の1907(明治40)年のことで、このとき琉球時代からの行政区画「間切」の制度は廃止になった。与論島では、翌年(1908年)における島嶼町村制の施行を機に、従前の6村が合体して与論村が発足し、「1島1村体制」となる。そして、統治制度の改変となると年月が飛ぶことになるが、太平洋戦争終結に伴い、北緯30度以南に含まれる奄美群島は米軍によって本土から分割され、米軍国民政府の統治下に置かれることになった。

アメリカ占領時代はそれから大戦後の1952(昭和27)年まで続いた。ただし、日本が独立を果たした講和条約発効(1952年4月28日)と同時に奄美群島の返還が確定したのではない。講和条約第3条により本土との分割線が北緯29度に定められたことから、先に北緯30度線によっていったんは本土との渡航を全面禁止されたトカラ列島の島嶼群が7年ぶりの日本復帰となったものの、北緯29度と30度に挟まれた奄美群島の返還までには至らなかった。琉球政府の発足はその1ヵ月半後(4月1日)のことで、それから4週間後の講和条約発効の際には名瀬市(現奄美市)で大島の郡民大会が開催され、弔旗が掲げられたという<sup>(17)</sup>。講和条約発効を祝うどころではなかったのである。

奄美群島の返還にかんするダレス米国国務長官声明があったのは、その翌年の夏のこと(1953年8月8日)であり、同年の12月24日、奄美群島返還日米協定調印によりやくこぎつけ、25日のクリスマス当日に正式の返還となった。この日は講和条約発効のときと打って変わって、返還式とともに大島支庁開庁式や復帰祝賀式典が催され、提灯行列なども施行されたようである。

だが、同じ奄美群島に属していても、終戦の前年に米軍の空襲で沈没するまで村営

(16) 最終更新日2009年8月6日。なお、与論島の歴史にかんしては『与論町誌』与論町誌編集委員会編集、与論町教育委員会発行、1988年3月があり、同島からの集団移住者の歩みについても詳しい記述がある。

(17) 同市ホームページ掲載の「奄美群島日本復帰関係の年表」(教育委員会文化財課)1952(昭和27)年欄には、現在も「日米講和条約の発効(4月29日)(郡民大会を開催し、弔旗を掲げる)」とある。更新日2015年5月18日。

汽船与論丸で沖縄本島と往来していた与論島では、はたして奄美の本土復帰を祝うだけであったのかどうか。そんなはずはない。それというのも、太平洋戦争のさなか、それも太平洋における戦局の主導権が米軍に移行した1943（昭和18）年になって、与論島から満州国移民開拓団先遣隊が出発し、その翌年には開拓団本隊第1陣の出発となった。満州集団移民はそれ以前から拓務省によって推進された国策であり、数次にわたる与論島開拓団はまとめて「第13次開拓団」と呼ばれた。『与論島移住史 — ユンヌの砂』（南日本新聞社編）の表現を借りれば、「おくれてやってきた開拓団」である<sup>(18)</sup>。それにしても時機が悪い。開拓団からも関東軍への応召者が100人も出た。そして日本の敗戦である。現地人の襲撃による死者もいれば集団自決もあった。

まさしく決死の引き揚げである。それは1946年5月末に始まった。帰島希望者は渡航禁止の中を苦労してほとんどが年内に帰ることができた。島はたびたびの空襲と2回の艦砲射撃による被害はあったものの、米軍の直接上陸はまぬがれていた。しかし、引き揚げ者の多数は島に家もなければ土地もなかった。そこで、「内地でもう一度開拓をやり直そう」と決意した人びとは、戦後の混乱の中で鹿児島県庁と相談のうえ現地調査に乗り出し、最終的に決めたのが肝属郡田代村（現錦江町）の奥山、国有林内の土地である。そこに到着した一行が「満州に次ぐ第二の入植日」としたのは同年7月18日で、文字どおりの「ゼロからの再出発」であった<sup>(19)</sup>。

## （2） 口之津への集団移住を決行

再び与論島から口之津を経て大牟田に移住した人びとに戻ろう。

前掲の興州奥都城会『三池移住五十年の歩み』の発行年は、今から半世紀近く前、東京オリンピックを終えて間もなくの1966（昭和41）年のことであるが、同書の編集部代表名義で執筆された「はじめに」は、次のように始まる<sup>(20)</sup>。

与論島を故郷とするわたくしたちの先輩が、明治三十年の台風による大飢饉を契機に、黒潮とどろく太平洋上の孤島を後にして、第二の故郷建設の熱意に燃えて、長崎県の口之津に集団移住を決行してから六十有余年になる。其の後、明治四十二

---

(18) 前掲脚注(11)の同書97頁。開拓団にかんする記述は主として同書による。

(19) 同上、151頁。「ゼロからの再出発」は同書第4章の表題から。

(20) 『五十年の歩み』4—5頁。編集部代表名義は若松沢清となっており、巻末の奥付には同氏が編集責任者、後出の堀田治氏が発行責任者となっている。

年、三池港の開発に伴い、福岡県の大牟田に移り、三池港の港湾労働者として、三井鉱山の生産機構の中に組みこまれてから五十有余年になる。

わたくし達の先輩のあゆみは、一口に云って、人種的偏見と差別に対する苦闘の歴史であったと云える。今日、わたくしたちが与論人と呼ばれることに、何らかの抵抗感なしには受け取れないという心情も、このような歴史的なものに結びついてからである。与論人であることを、ひた隠しに隠して生きねばならなかった、かつての苦悩が、今なお心の奥に<sup>(マツ)</sup>傷恨として刻みこまれているということであろう。しかし伝統というものは、軽く見過すことはできない。それはわたくしたちの血の中に重く沈んでいる。

要点はここに記されている。まずは集団移住の発端から始めよう。

上の引用文に「明治三十年の台風による大飢饉を契機に」とあるが、同書で「集団移住の発端」を扱った箇所では「明治三十一年の台風」となっている<sup>(21)</sup>。後者のほうが正しい。ちなみに、与論町ホームページ略年表の1898（明治31）年欄にも、「猛烈な台風が襲来し4年間大飢饉となる」とある。

しかしこれだけが集団移住の理由ではない。なぜ長崎県口之津（現南島原市）への移住であったのか、それには偶然もあった。この主題にかんするどの著作にも引用される一文がある。第1次移民団団長（東元良）が記した『与論島ヨリ口之津出稼三池転住概況』の一節がそれである<sup>(22)</sup>。

明治三十一年、三井物産口之津支店長浅野長七殿、鹿児島県<sup>こしきじま</sup>甑島ヨリ人夫募集交渉ニ鹿児島県庁ニ知事ヲ訪問セラレタル際、大島島司モ与論及ビ沖永良部島両島ノ風害救助金請願ノタメ来鹿中ナリシタメ、両島ヨリ募集セラレテハトノ相談ヲセラレタル処、支店長モ快諾

文中の「大島島司」とは、組織上は鹿児島県庁に置かれた大島島庁の長官を指し、この当時は福山宏が1904年まで6年間その任にあった。彼は、大元帥たる天皇に仕えた侍従武官が台風襲来後に勅使として両島を見舞った際にも随行し、翌年（1899年）

---

(21) 同上、15頁。

(22) 同上、16頁より。前掲の森崎・川西著によれば、この『概況』の記録は東元良が1935（昭和10）年に帰島する際に記したもの（14頁）。『与論町誌』も同様に記述している（同誌347頁）

1月にかけて与論島にとどまって、長らく戸長をつとめていた上野応介を介して島民説得をおこなったようである。第1次移民団団長の東元良はその上野戸長の女婿に当たり、役場の書記に起用されたばかりであった<sup>(23)</sup>。ちなみに、前節の最後に三池港での「陳事件」を取り上げた際、与論島労働者の精鋭として結集された作業グループ「元組」に触れた。このグループ名は、東元良の「元」をとったものであるという<sup>(24)</sup>。

口之津が移住先になったのは、ほとんどもっぱら、三池炭鉱から掘り出された石炭の積出港が口之津港だったことによる<sup>(25)</sup>。有明海が遠浅のため、石炭はいったん底の浅い運搬船(団平船)で口之津港に運ばれ、その沖合に仮泊する汽船に沖積みされていた。移住労働者が従事したのは、手練りで掛け声をかけ合いながらおこなうこの沖作業と貯炭場に担い上げる作業であり、女たちは団平船上で石炭をザルに掻き込む作業に当たった<sup>(26)</sup>。

わが国における総合商社の先駆けとなった三井物産は、その創設後13年目にあたる1889(明治22)年に三池炭鉱社(のちの三井鉱山)と三池炭の一手販売契約を締結していた。米・麦・麦粉・石炭・硫黄の5品目に限定した特別輸出制度に基づき、下ノ関、博多、小樽とともに口之津港が特別輸出港に指定されたのも同年のことであり、その7年後の1896年から1898年にかけて、幕末からの開国開港6港につぐ新たな外国貿易港として10港が追加指定された際、口之津港が最初の6港のうちの1港になったことにより、同港からの石炭輸出はますます増加した。特に上海への輸出が活発化したようである<sup>(27)</sup>。

---

(23) 同上、16頁。

(24) 同上、37頁。

(25) 口之津港の開港は室町時代のことで、1562年に有馬義貞が同港を本拠の日野江城の外港とし、有馬の直轄地としたとされる。また、フランススコ・ザビエルに随伴したトルレス神父が2年後に口之津に移ってきたのに伴い、同地は九州管区内におけるキリスト教布教の中心地となっていたという。原田建男(口之津歴史民俗資料館館長)『ドラマチックな歴史を持つ町・口之津(口之津開港450年記念)』口之津開港450年記念事業実行委員会(南島原市)、2012年、4頁、9頁。同書の記述によれば、「三池の石炭は、三池から口之津港へ団平船(18~32ト)で運ばれてきて、口之津の貯炭場へ陸揚げされる。そして港内の沖合いに碇泊している三井の社船や外国船の本船に沖積み人夫によって積込まれ、外国に輸出された。このように三井三池石炭の輸出が始まると、三池から曳航された団平船(運炭船)の白帆が口之津港を埋め、村は再び南蛮船来航時の盛況を取り戻した。」(41頁)

(26) 『五十年の歩み』20頁。

(27) 同上、18-19頁。なお、葛西大和「近代日本における外国貿易港の配置と貿易額の地域的構成」『季刊地理学』Vol. 49(1997年)も参照。

さて、与論島から集団移住の第1陣が出港したのは、日清戦争終結から4年後の1899（明治32）年2月下旬のことであった。与論島民は若者を中心とした240人であったが、途中、奄美の各島から乗船した応募者を合わせると総勢700人の大移民団になったという。そのすべてが本土移住を決意した人びとであったかどうかは不明であるが、1ヵ所に集団的に定着したのは与論島民だけだったらしい<sup>(28)</sup>。

与論島からの集団移住は、翌年の1900（明治33）年に第2陣が100人。このときも第1陣の東と同じく役場書記だった川南行実が団長となった。その翌年、1901（明治34）年の第3陣は、戸長を辞めた上野応介自身が団長となり、移住者の数は400人を数えた。その後も口之津移住の募集はくり返され、いったん移住しても帰島した人、口之津から他の地に移り住んだ人もいるから、かなりの出入りがあるだろうが、最盛期には、与論島民が家族を含めて1,226人に及んだという<sup>(29)</sup>。その人数は、第1回の国勢調査（1920年）による与論島総人口7,916人の15.5%に当たるから、移住がくり返された明治末期における比率はもっと高かったと推定される。

しかし口之津における移住者たちの生活は予想以上に厳しいものであった。そのことは、集団移住第3陣を率いた上野元戸長が口之津に到着するや、移住島民の暮らしぶりを目の当たりにして、それがあまりにみじめであることに驚愕、激怒し、さっそくに会社側と人夫募集の請負人に待遇改善を強硬に申し入れたというエピソードにもうかがえる<sup>(30)</sup>。「故郷を出るとき聞かされた話と、待遇がひどく違っていることに対する不満が次第に表面化し、暗い前途に失望して、口之津の生活に見切りをつけ、逃亡する者が殖えてきた」というのも、けだし当然であった。そのうえコレラの大流行がこれに輪をかけた。入港した本船の荷役中に感染したらしく、「まるでりょう原の火のようにまんえんし……まんえんを恐れてまだ息をひきとっていないのに、そのまゝ火葬するという悲惨なものであった」という<sup>(31)</sup>。

その一方で、集団移住第1陣が口之津に到着した年の末には、島原半島の向こう側に広がる有明海ですでに三池港の築港工事が始まっていた。その特徴とされる閘門工

(28) 同上、24頁。集団移住第1陣の与論島民数を『五十年のあゆみ』に従って240人としているが、後年（1986年）、与論島で「上野応介翁頌徳碑」を建立した際の碑文では東元良翁碑文内容と同一の「250名」を採用し、第2陣および第3陣と合わせた総数を750名とした由である。野口才蔵「碑文について」、口之津移住百年祭記念誌『与論島から口之津へ そして三池へ』大牟田・荒尾地区与論会、2001年、85頁。

(29) 同上。

(30) 同上。

(31) 同上、22頁。

事の竣工は、日露戦争終結から2年半後の1908（明治41）年3月である。

### （3） 口之津から大牟田への再移住

三池港築港の構想は官営三池炭坑時代からあったようであるが、日本では珍しい開門式ドックを備えた築港計画の発案者は、当時の三井鉱山合資会社専務理事だった団琢磨とされる。

「石炭山の永久ということはありません。

築港をやれば、そこにまた産業を興すことができる。

築港をしておけば、いくらか百年の基礎になる。」

大牟田の近代化産業遺産ホームページ、「三井鉱山」のサイトに引用されている団琢磨のことばである。三井鉱山社史の抄本に当たる『男たちの世紀——三井鉱山の百年』（1990年）にはもっと長い一文が載っているが<sup>(32)</sup>、そこからの抜粋であろうか。

前記の開門工事の竣工により開港の条件が整った。三池港と命名され、勅令による開港場の指定があったのは、1908（明治41）年4月1日である。その2年後、1910（明治43）年の1月下旬、口之津からの移住者の一団428人を乗せた大型帆船が到着した。一団のうちの稼働者は292人である。

この人数から察しられるように、口之津から再移住したのは、与論島移住者の一部にすぎない。当時の口之津には家族を含めて1,126人の与論人がいたというから<sup>(33)</sup>、その38%にとどまる。労働力の確保に尽力した三井物産としては、特に奄美の各島より移住した人夫の処置に慎重を期したようで、三池炭鉱とも再移住の前年に交渉をおこない、帰島を希望する者には旅費を含む一定金額（1人当たり10円）を支給するも

---

(32) 『男たちの世紀——三井鉱山の百年』（三井鉱山株式会社、1990年）60頁。その一文は次のようである。「石炭山の永久などという事はありません。無くなると今この人たちが市となっているのがまた野になってしまう。これは何か（三池の住民の）救済の法を考えて置かぬと実に始末につかぬことになるというところから、自分は一層この築港について集中した。築港をやれば、築港のためにそこにまた産業を起すことができる。石炭が無くなっても他処の石炭を持ってきて事業をしてもよろしい。その土地が一の都会になるから、都会として『メンテン』するについて築港をしておけば、何年もつかしれぬけれども、いくらか百年の基礎になる」

(33) 新藤東洋男『三井鉱山と与論島——資本主義体制下における人的差別との闘い——』人権・民族問題研究会、1965年、44頁。この人数は既述した最盛期の口之津在住の与論島民1,216人よりちょうど100人少ない。

のとし、また再移住先の現地である三池港に上野応介と東元良を派遣して、新しい労働・生活環境の事前視察をおこなわせるなどの配慮をした。もちろん、帰郷組と再移住組だけではない。どこへ行っても同じ石炭沖仲仕なら慣れたところがよいという、口之津残留組もいる。

当初は、圧倒的に帰郷希望者が多かったらしい。「連日大論争が展開された」という。しかし、上野・東の兩人による事前視察で、①新築の社宅があること、②港の設備もよく仕事が楽になること、③学校もあって子弟の教育に心配がないことなどの利点が強調され、さらに、口之津では築きえなかった「第二の故郷づくり」に向かおうという説得があったことをうけて、最終的には、三池への再移住組が口之津居住者の4割ちかくに達したということのようである<sup>(34)</sup>。

今となっては、実際はどうであったのか、確かめようがないこともある。たとえば、『五十年の歩み』には、三池移住者一団の到着にかんする次のような会社側の『日報』が載っている<sup>(35)</sup>。

#### 日 報

明治四十三年一月二十三日日本日午前六時三十分到着、タダチニ新築長屋ニ収容ス。午後五時ヨリ三組オヨソ百人出勤ノ旨港務所ノ通知ニ接シソノ準備終リタルトコロ、サラニ入港船ノ都合ニテ明二十四日ニ変更ノ通知ニ接シ出役ヲ中止ス。

海路で70キロくらいしか離れていない口之津港からの帆船の到着が午前6時30分というのも驚きであるが、『五十年の歩み』の記載ではそれについての詳しい説明はない。しごくあっさり「同郷人を乗せた大型帆船は、海上つつがなく三池港一番バースに接岸、上陸後、小屋にて小憩、用意された長屋（当時三川町〔町制施行が1912年であるので、当時はまだ三川村〕仲野開川尻）に全員収容された」と記されているだけである<sup>(36)</sup>。

ところが、それより後年に刊行された森崎和江・川西到『与論島を出た民の歴史』（初版1971年）には、当時70歳台後半の当事者からの聞き取り記録が収録されており、そのひとりによれば、「夜の十時か十一時頃三池港に着きましたですよ。潮が引いてい

(34) 『五十年の歩み』26-27頁参照。

(35) 同上、27頁。

(36) 同上。

て潟になっとなったから潟の上を歩いて行きましたよ」とある。森崎らはこの部分を含む数ページの見出しを「潟の上」としているほど、その表現を印象深く聴いたようであるが、はたしてそうであったのかどうか。また社宅については、他の一人ともども、「社宅はまだ建つとりませんでした」あるいは「社宅がまだ出来ておりませんでしたので……」と述べている<sup>(37)</sup>。しかし『日報』では「新築長屋ニ収容」となっているし、前記の上野・東の兩人による事前視察でも、新築の社宅が待っていてくれたはずではなかったのか。『五十年の歩み』の記載も含めて、実際はどうだったのだろうか。

しかしそれにしても、移住当日に就労スケジュールを組み入れるとは尋常ではない。あるいは『五十年の歩み』の記載にあるとおり、「入港船とにらみ合せて移住させたのかも知れない」。よく解釈するなら、さほどに「世ニ慣レザルモノ」<sup>(38)</sup>としての移住労働者が会社側にとって頼みの綱となっていたということであろうか。

口之津からの移住者とは別に、その後も与論島からの人夫募集が続いた。1913（大正2）年～1916（大正5）年募集に応じた人数は男女合わせて294人であったという<sup>(39)</sup>。前節最後に取り上げた「陳事件」についての新聞記事にあるように、口之津からの再移住後9年にして、「与論長屋」居住者の規模は3倍の「一千三百人の一大家族」にまでふくれあがっている。

「陳事件」の報道よりも6年前（1913年）、同じ『福岡日日新聞』に「三池の与論村＝全く鎖国主義の一部落」と題する全5回の連載記事が載った（9月4日～10日）。各回ごとの記事見出しは「三池港の与論人」、「珍奇な風俗習慣」、「焼酎の酔に浮かれ」、「与論長屋の孤島」、「鎖国主義の気風」である。

『五十年の歩み』はその一部を引用し、「差別と低賃金と労働強化に痛みつけられている現実をみる目は何一つもちあわせていない。そこから歪曲された叙述が次々にあらわれてくる。／与論人に対する差別という社会的な現実の壁の中で、社宅を離れ、

---

(37) 前掲の森崎・川西著、71～72頁。

(38) 「世ニ慣レザルモノ」の表現は1900（明治33）年9月に三池炭鉱事務長の名で出された人夫募集方針の文書（『三池鉱業所沿革史』第7巻収録）の中で用いられているもので、「五十年の歩みをたどる上において、重要な資料と思われるから」と『五十年の歩み』に紹介されている（同書、31～32頁）。その一部を引用すると、「是迄募集来り候モノノ内土百姓ニシテ世ニ慣レザルモノハ足ヲ止メ候得共 少シク世慣レタル者ハ皆逃走ヲ企テ甚シキニ至リテハ今夕来リテ明朝ハ既ニ逃走シタルモノ多々有之……」とある。

(39) 『五十年の歩み』30頁。内訳は1913（大正2）年7月募集が男20、女30、計50、1914（大正3）年7月募集が男38、女38、計76、1916（大正5）年6月募集が男31、女39、計70、1916（大正5）年9月募集が男64、女34、計98となっている。

独立独歩を志す者にとっては、与論島出身者であることを、ひた隠しに隠くすことなしには生きられなかったのである」と、痛烈な批評をくわえている<sup>(40)</sup>。

ただし、三川村川尻の埋立地に建てられた三池炭鉱労務者用社宅に居住する人びとの増加状況は相当に激しかったようである。その新聞記事（初回）によれば、同年1月現在の調査で、「与論村」の戸数111戸、人口620人（男子325人、女子295人）であって、その時点ですでに「実際此部落の増殖率の激しいことは、世界一といっても過言ではあるまい」とされていたほどである<sup>(41)</sup>。

しかし、そうした傾向がいつまでも続くはずはない。「陳事件」が起きた1919（大正8）年といえば、世界第一次大戦終結の翌年であり、わが国経済も戦後不況と呼ばれる不景気に見舞われた。その当時の状況について『五十年の歩み』は次のような簡潔な記述をしている<sup>(42)</sup>。

数度にわたる島よりの募集と、移住家族の子弟が小学校を終えて逐次採用されたので、大正八年には稼働者、六百五十四名を数えるに至ったが、大正八年を頂点として経済化の不況の深刻化に伴い逐次下降線をたどっている。不況に加えて会社の機械化合理化が進み、船積人夫も人員の過剰を来たした。

殆んどが出来高給者であるため、入港船の激減に伴い収入が大巾に減り、生活が逼迫した。底知れない恐慌の波に失望して、帰島、転出する者もあったが、なお余剰人員の問題は残った。

時代状況はめまぐるしく変転する。そのもとで与論島から移住してきた人びとにどのような変化があったのか。企業との関係において、また地域生活を営むうえで、自らの主体的な位置づけをあらためておこなわなければならないような契機がどのようなかたちで生起したのだろうか。それを追跡するのが次節以降の課題である。この国の敗戦を境にして、それまでの戦前の展開とそれからの戦後の展開とを分けて記述することにしよう。

（いまむら つなお 中央大学名誉教授）

---

(40) 同上、35－36頁。連載「三池の与論村」全5回の全文は前掲の森崎・川西著、87－96頁に収録されている。

(41) 前掲の森崎・川西著、87頁。

(42) 『五十年の歩み』53頁。

キーワード：自治体の主体形成／与論島移住者の市民化／  
市民アイデンティティ／記憶の継承／都市の要件／  
上水道施設整備／水道一元化（市水と社水の統合）／  
自治体企業関係